

付して、調査部会及び委員会に報告します。申立がなされた事案が本格的な調査をすべきものと委員会が判断した場合、本調査を行います。

- ④ 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに申立者に通知するものとします。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び申立者の求めに応じ開示するものとします。

(2) 本調査

① 通知・報告

- (ア) 本調査を行うことを決定した場合、委員長は申立者及び対象研究者に対し、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求めます。対象研究者が山口大学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知します。申立された事案の調査に当たっては、申立者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や対象研究者に申立者が特定されないよう周到に配慮します。
- (イ) 当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨を報告します。
- (ウ) 本調査の実施は決定後 30 日以内に開始します。

② 調査体制

- (ア) 本調査は、山口大学に属さない外部有識者を含む調査会で行われます。この調査会は、調査員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査員は、申立者及び対象研究者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究活動が論文のとおりの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を持たない者とします。
- (イ) 調査会を設置したときは、調査員の氏名や所属を申立者及び対象研究者に示すものとします。これに対し、申立者及び対象研究者は、調査員に異議がある場合、通知を受けてから 10 日以内に調査会に異議申立をすることができます。異議申立があった場合、調査会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立に係わる調査員を交代させ、申立者及び対象研究者に通知します。

③ 調査方法・権限

- (ア) 本調査は、申立された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより実施されます。この際、対象研究者の弁明の機会は担保されます。
- (イ) 申立された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査会が再実験などにより再現性を示すことを対象研究者に求める場合、又は対象研究者自らの意思によりそれを申出て調査会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含みます。）に関し合理的に必要と判断される範囲内において、これを行います。その際、調査会の指導・監督の下に行うこととします。

(ウ) 上記(ア), (イ)に関して、委員会は調査会の調査権限について定め、関係者に周知します。この調査権限に基づく調査会の調査に対し、申立者及び対象研究者などの関係者は誠実に協力しなければなりません。また、山口大学以外の機関において本調査がなされる場合、当該機関に協力を要請します。

④ 本調査の対象となる研究活動

本調査の対象には、申立された事案に係る研究活動のほか、調査会の判断により調査に関連した対象研究者の他の研究活動も含めることができます。

⑤ 証拠の保全措置

本調査にあたっては、申立された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとります。また、山口大学が申立された事案に係る研究活動が行われた調査機関となっていないときは、調査機関の要請に応じ、申立された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとります。これらの措置に影響しない範囲であれば、対象研究者の研究活動を制限を行いません。

⑥ 本調査の中間報告

資金配分機関の求めがあれば、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出することができます。

⑦ 本調査における研究又は技術上の情報の保護

本調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮します。

3-3 認定

(1) 認定

- ① 委員会は調査の開始後、概ね5ヶ月以内に、不正行為が行われたか否かを認定します。
- ② 調査会は、上記①の期間を目安として調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者との関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著名の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定します。
- ③ 不正行為が行われなかつたと認定される場合であつて、調査を通じて申立が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行うものとします。また、この認定を行うにあたっては、申立者に弁明の機会を与えなければならないものとします。
- ④ 上記②又は③について認定を終了したときは、委員会は直ちに学長に報告します。

(2) 不正行為の疑惑への説明責任

調査会の調査において、対象研究者が申立された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きにのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければなりません。

(3) 不正行為か否かの認定

- ① 調査会は、上記（2）により対象研究者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行います。証拠の証明力は、調査会の判断に委ねられますが、対象研究者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断します。なお、対象研究者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することは行いません。
- ② 不正行為に関する証拠が提出された場合には、対象研究者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないとときは、不正行為と認定されます。

また、対象研究者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示さないときも同様とします。ただし、対象研究者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではありません。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や対象研究者が所属する、又は申立に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とします。

- ③ 上記（2）の説明責任の程度及び上記②の本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査会の判断に委ねられるものとします。

(4) 調査結果の通知及び報告

- ① 委員会は、調査結果を速やかに申立者及び対象研究者に通知するものとします。また、対象研究者が山口大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知します。
- ② 上記①に加えて、委員会はその事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告するものとします。
- ③ 悪意に基づく申立との認定があった場合、委員会は申立者の所属機関に通知します。

(5) 不服申立て

- ① 不正行為と認定された対象研究者は、通知を受けた日から 10 日以内に不服申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできません。
- ② 申立てが悪意に基づくものと認定された申立て者（対象研究者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく申立てと認定された者を含みます。）は、その認定について、上記①の例により不服申立てをすることができます。
- ③ 不服申立ての審査は調査会が行います。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査員の交代若しくは追加、又は調査会に代えて他の者が審査を行います。ただし、委員会が当該不服申立てについて調査会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではありません。
- ④ 不正行為があったと認定された場合に係る対象研究者による不服申立てについて、調査会（上記③の調査会に代わる者を含む。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定します。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに対象研究者に当該決定を通知します。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査会が判断するときは、以後の不服申立てを受けつけないこととします。
上記①の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査会は対象研究者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めます。なお、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることとします。その場合には直ちに対象研究者に当該決定を通知します。
- ⑤ 対象研究者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、申立て者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告を行います。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とします。
- ⑥ 調査会が再調査を開始した場合は、50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、当該結果を対象研究者、対象研究者が所属する機関及び申立て者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告を行います。
- ⑦ 上記②の悪意に基づく申立てと認定された申立て者から不服申立てがあった場合、申立て者が所属する機関及び対象研究者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告を行います。
- ⑧ 上記②の不服申立てについては、調査会は 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに報告します。また、当該結果を申立て者、申立て者が所属する機関及び対象研究者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告を行います。

(6) 調査結果の公表

- ① 山口大学は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合、速やかに調査結果を公表します。
- ② 山口大学は、不正行為が行われなかつたとの認定がなされた場合は、原則として調査結果の公表は行いません。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意による誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとします。また、悪意に基づく申立の認定があったときについても、調査結果を公表するものとします。
- ③ 上記①、②の公表する調査結果の内容（項目等）は別に山口大学の定めるところによるものとします。

(7) 申立者及び対象研究者に対する措置

- ① 不正行為が行われたとの認定があつた場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、山口大学は内部規定に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとします。
- ② 山口大学は、申立が悪意に基づくものと認定された場合、申立者が山口大学に属する者であるときは、当該者に対し、就業規則及び学則等に基づき適切な処置を行います。

附 記

- 1 このガイドラインは、平成27年4月1日から施行します。
- 2 国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関するガイドラインは、廃止します。

調査結果報告書

□ 経緯・概要

- 発覚の時期及び契機（※「申立場合はその内容・時期等）
- 調査に至った経緯等

□ 調査

- 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
- 調査内容
 - ・調査期間
 - ・調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
 - ・調査方法・手順（例：書面調査〔該当研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）
 - ・調査委員会の構成（氏名・所属を含む）、開催日時・内容等

□ 調査の結果（特定不正行為の内容）

- 認定した不正行為の種別（例：捏造、改ざん、濫用）
- 不正行為に係る研究者（※共謀者を含む）
 - ①不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ②不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
- 不正行為が行われた経費・研究課題（競争的資金等）
 - ・制度名
 - ・研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・交付決定額又は委託契約額
 - ・研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号

〈基盤的経費〉

- ・運営費交付金
 - 不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）
 - ・手法
 - ・内容
 - 不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途
 - 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

□ 調査機関がこれまで行った措置の内容

（例）競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

□ 不正行為の発生要因と再発防止策

- 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規定の整備状況を含む。）（※可能な限り詳細に記載すること）
- 再発防止策